

みなさまへ

1. 当薬局は、どこの医療機関の処方箋でも調剤いたします。
2. 当薬局では、現在、約400品目の医薬品を揃えております。在庫のない医薬品が処方されている場合は、至急手配して調剤いたしますが、時間がかかることをご了承ください。お急ぎの場合は、他の薬局をご紹介します。
3. 当薬局は、生活保護法、感染症法、障害者総合支援法などの各種公費負担医療のほか、労災保険に係る処方箋も調剤いたします。
4. 当薬局では、患者さんの体質やお薬の服用状況を記録した薬剤服用歴を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無などを確認させていただいております。いろいろご質問させていただきますが、薬を安全有効にお使いいただくために必要ですので、ご協力ください。
5. 当薬局では、処方されたお薬が重複していないか、飲み合わせの悪いものがないかなどをチェックしております。場合によっては、処方した医師と相談の上、処方を変更することがありますので、ご了承ください。
6. 当薬局では、お薬の使い方や注意しなければならないことなどを、十分にご説明いたします。お薬について分からないことがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。
7. 当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
8. 当薬局では、薬剤服用歴等に基づき、必要な薬学的分析を行った上で調剤します。
9. 当薬局では、お薬の効能や注意しなければならないことなどを、文書にして提供しています。また、必要に応じて、服薬に係る手技指導も行います。
10. 当薬局では、処方内容や必要事項をお薬手帳に記載させていただいておりますので、ご提示ください。お薬手帳をお持ちでない場合は、お申し出によりお作りいたします。
11. 当薬局では、お薬による治療を安全かつ有効に行うため、患者さんの了解のもとに、患者さんがお薬をお使いになっている状況などについて、患者さんもしくはご家族、医師、介護支援専門員等の関係職種へ情報を提供させていただくことがあります。
12. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「調剤基本料1」を算定する薬局です。
13. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「連携強化加算」を算定する薬局で、災害時や新興感染症の発生時に備え、日頃から必要な研修や、必要な体制を整備しています。
14. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「後発医薬品調剤体制加算3」を算定する薬局で、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。
15. 当薬局は、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出をしており、通院が困難な方で医師の指示がある場合は、お宅を訪問して、お薬の管理や使い方の説明をいたします。
16. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「医療DX推進体制整備加算」、「医療情報取得加算」を算定する薬局で、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進、また、オンライン資格確認等システムを通じた診療情報、薬剤情報等の活用、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用などにより、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
17. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「かかりつけ薬剤師指導料」を算定する薬局で、患者さんの同意を受けた薬剤師により薬学的管理を実施いたします。
18. 厚生労働省では、創薬力強化に向けて、革新的な医薬品の開発強化等を推進するため、長期収載品（先発医薬品）の処方等又は調剤に関し、当該の医薬品が患者さんの自己の選択に係る場合について、その費用を実費にてご負担いただく仕組み（選定療養費制度）を導入することとしています（令和6年10月1日施行）。そうした状況を踏まえて、医師の指示あるいは医薬品の供給に滞りが生じている場合を除き、当薬局では後発医薬品の調剤に努めていますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

薬局ファミリー指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(目的)

第1条 本規程は、薬局ファミリー（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導事業に関し、必要な事項を定め、利用者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業所は、関係法令及び厚生労働大臣の定める基準に従い、利用者がその有する能力に応じて居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な療養上の指導及び薬学的管理を行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称：薬局ファミリー

所在地：茨城県猿島郡境町神小橋 356-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業に従事する従業者の職種、員数及び職務の内容は、別表に定めるとおりとする。

(サービスの提供内容)

第5条 事業所は、主治の医師の指示に基づき、次のサービスを提供する。

1. 利用者の居宅を訪問して行う療養上の指導
2. 服薬管理、薬剤の適正使用に関する指導・相談
3. 副作用のモニタリング
4. その他必要な薬学的管理および支援

(営業時間及びサービス提供時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日：月・火・木・金・土曜日（祝日・年末年始を除く）
2. 営業時間：午前9時から午後6時30分まで
- 2 サービスの提供は、上記営業時間内において、個別に定める訪問日時に基づき行う。

(利用料の額及び支払方法)

第7条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

1 利用者負担額：

- ① 単一建物居住者が一人の場合 1回518円（麻薬使用の場合は100円を加算）
- ② 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 1回379円（麻薬使用の場合は100円を加算）
- ③ 単一建物居住者が10人以上の場合 1回342円（麻薬使用の場合は100円を加算）

2 利用者負担分については、月末締め翌月10日までに請求し、利用者は指定の方法により支払うものとする。

（秘密保持）

第8条 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（苦情処理）

第9条 事業所は、サービスに関する苦情に対し、誠実かつ迅速に対応し、その解決に努めるものとする。

（非常災害時の対応）

第10条 非常災害が発生した場合には、従業者は利用者の安全確保を最優先し、必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第11条 本規程に定めのない事項については、関係法令及び関係通知等に基づき適切に定める。

2 本規程は、必要に応じて見直し、改善を行うものとする。

附則

本規程は、2025年4月1日から施行する。

【別表】従業者の職種、員数及び職務内容

職種	員数	職務内容
管理薬剤師	1名	全体管理、訪問指導、連携対応
薬剤師	2名	訪問指導、記録作成、医師・ケアマネとの連携
事務員	4名	記録整理、請求事務、電話対応などの事務業務

患者さんに費用をご負担いただくサービスについて

患者さんの希望に基づく次のサービス等については，実費負担をお願いしています。

1. 保険適応外で患者さんの希望に基づき服用時点ごとに薬を一包みにする場合

1 週間の分包につき 3 2 0 円

2. 患者さんの希望に基づき甘味剤を添加する場合

1 調剤につき 液剤の場合 0 円

散剤又は顆粒剤の場合 0 円

3. 薬事法の承認を受けたものの保険適用前の医薬品を調剤する場合
薬剤料：投与数量に応じた実費

4. 薬事法の適応以外の目的で使用する場合は薬剤料
薬剤料：投与容量に応じた実費

5. お宅にお伺いして薬剤管理指導を行う場合，又は調剤した医薬品をお届けする場合の交通費

公共交通機関を利用する場合：0 円

自家用車を利用する場合：0 円

6. 再使用できる水薬又は軟膏薬のポリ容器

水薬用容器：0 円

軟膏薬用容器：0 円

7. 喘息治療剤のための小型吸入器等

鼻腔・口腔内治療剤の噴霧・吸入器 0 円

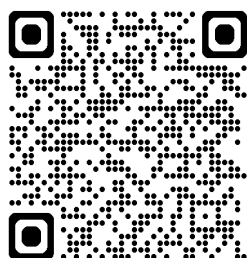
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare